積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事	業	年	度	令和 7年度		
設	計	年	月	令和 年 月		
予	算	科	目	款 項	目	節
工	事	場	所	京都市西京区大枝東新林町三丁目地内		
路線	名又に	は河川	名等			
工	事	Ī.	名	歩道整備(その2)工事(洛西11号線(新林中通))		
工			期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事	業	課(所	7) 名	西京土木みどり事務所	単価使用年月~	令和 年 月
工	事	番	号		歩掛適用年月~	令和 年 月
変	更	口	数		基準適用年月~	令和 年 月
主	エ		種		単 価 地 区	
前	払 会	金支	出		調整区分	

京都市 建設局



工事概要

工事延長	m	220.8			
舗装打換え工	m2	334	植樹桝	箇所	24
地先境界ブロック	m	3	転落(横断)防止柵	m	194
構造物撤去工	式	1			

施工理由

本工事は、傷んだ歩道舗装の更新を行い、歩行者の安全で円滑な通行を確保するものである。

				設計		請負額		
				金額	増減額	金額	増減額	
_	事	費	前回	円	В	円	Ш	
	*	貝	今回	円	1.1	円	1.1	
内	T :	事 価 格	前回	円	Ш	円	Ш	
Pi	4	尹 川川 竹	今回	円		円	П	
訳	巡弗4	兴 4口 小 <i>2</i> 足	前回	円	Ш	円	Ш	
可几	円 負 1	i費税相当額 同巴 今回		円		円		
支	給	品費	前回	— 円	Ш	円	Ш	
	水口	四	今回	円	[7]	円		

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	 使	用	年	月	2025年6月		
歩	 掛			 年		2025年6月		
基	準	適	用	年	月	2025年6月		
単	1	価	地		区	2601: I 地区		
調	3	整	区		分	単独工事		
共通仮	共通仮設費(率計上)							
主	た	Z) .	工	種	13:道路維持工事		
施	工	地域	\$ 等	補	正	大都市(2)	1.5	
I	С	T 施	エ	補	正	補正なし	1.0	
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.02	
現場管	理費							
施	工	地域	等	補	正	大都市(2)	1.2	
I	С	T 施	エ	補	正	補正なし	1.0	
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.03	
一般管	理費							
前非	金支	出割個	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00	
財	団法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00	
契;	的 保 i	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
防護柵工	防止柵工	転落(横断)防止柵設置	柵高:0.8m,作業区分:プレキャストコンクリー トブロック建込,防護柵種類:ビーム式・パ ネル式,支柱間隔:3m	横断防止柵 (PZ-K800-C 3mスパン)	m	11, 200	材料費	
構造物撤去工	運搬処理工	残土等処分	土質:土砂		m3	2, 700	処分費	管理費区分T
構造物撤去工	運搬処理工	廃路盤材処分	種別:廃路盤材		m3	4, 960	処分費	管理費区分T

工事名 歩道整備 (その2) 工事 (洛西	11号線(新林中通))				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路修繕								
		式	1					
道路土工								
		式	1					
掘削工								
		式	1					
掘削	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)	- 4	1				(概)	
	・/1 / が(快 ((示 中 シハト)	m3	50					
舗装工		mo	00					
		式	1					
舗装打換え工			1					
		式	1					
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:50mm	10	1				(概)	
		m	11					
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	111	11				(概)	
		m2	330					
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土)75μm通過6%以下, 仕上り厚:50mm	1112	330					
	仕上り厚:50mm	m2	334					
下層路盤	路盤材種類: 再生クラッシャラン RC-30, 仕上り厚:100mm	1112	334					
		o	334					
表層(透水性)	材料種類:開粒度アスコン(13),舗装厚:40㎜,平均幅員	m2	334					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:1. 4m未満	o	224					
		m2	334					
		式	1					
作業土工		八	1					
//		_15						
		式	1					

- 1 -

京都市

工事名 歩道整備(その2)工事(洛西	11号線(新林中通))				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り	土質:土砂						(概)
(参考数量)		m3	10				
埋戻し (参考数量)	土質区分: 土砂, 土質: 土砂						(概)
		m3	9				
縁石工							
		式	1				
地先境界ブロック A型	ブ゛ロック規格:A種 (120×120×600)		_				(概)
	種別:京都市型第1種	m	3				(概)
11旦 1到 17 ⁹ +	1里がり・みく有り口・土土 オフェ1里						(15元)
		箇所	24				
防根シート設置工							
		式	1				
防根シート設置	防根シート規格:W=500,ポリプロピレン製不織布						(概)
		m	91				
防護柵工		***					
		式	1				
防止柵工		八	1				
157 17 1111 17							
호·· 첫호 / 서호 Mr \ P+ 리 - Hm 국미 모모	加吉・0 0	式	1				
転落(横断)防止柵設置	柵高:0.8m,作業区分:プレキャストコンクリートプロック建込,防護柵種類:ピーム式・パネル式,支柱間隔:3m						
		m	194				
構造物撤去工							
		式	1				
防護柵撤去工							
		式	1				
防護柵(横断·転落防止柵)撤去	作業区分:プレキャストコンクリートプロック建込,防護柵種類:		1				(概)
	門型,支柱間隔:3m		104				
		m	194				

- 2 -

京都市

事名 歩道整備(その2) 工事(洛西11号線(新林中通))						道路維持·修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
構造物取壊し工								
		式	1					
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:人力施工		-				(概)	
		m3	2					
支障木撤去工		mo	2					
		式	1					
根切り	根径20cm以下	I,	1				(概)	
(積込含む)		Arte						
運搬処理工		箇所	24					
是								
L rol. 6% vez lán.	土質:土砂	式	1				/ Lon' \	
土砂等運搬	上貝· 上1/9						(概)	
		m3	20					
残土等処分	土質:土砂							
		m3	20					
廃路盤材運搬	種別:廃路盤材						(概)	
		m3	30					
廃路盤材処分	種別:廃路盤材							
		m3	30					
As殼運搬	殻種別:アスファルト殻		0.0				(概)	
		m3	17					
As殼処分	殼種別:アススァルト殼	СШ	11					
			1.7					
Co殼運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	17				(概)	
(人力積込)							(1974)	
 Co殼処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	6					
C0家文型分	DX1単ルゴ・マクリ 『DX (ボボガル)							
		m3	6					

- 3 - 京都市

工事名 歩道整備 (その2) 工事 (洛西:	11号線(新林中通))				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
樹木運搬	種別:根						(概)	
		t	0.4					
樹木処分	種別:根							
		t	0. 4					
スクラップ 運搬	発生材種類:スクラップ		V. 1				(概)	
		t	5. 32					
スクラップ処分	種別:^ビーH3		0.02					
		t	-5. 32					
仮設工			3. 32					
		式	1					
交通管理工		24	1					
		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B		1					
		人目	114					
概略発注工		X	111					
		式	1					
概略発注工		14	1					
		式	1					
概略発注工		1	1					
		式	1					
概略発注工		八	1					
概略発注工を除く直接工事費の 25.5%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費		14	1				(地)を参照	
		式	1					
共通仮設		八	1					
			,					
		式	1					

- 4 -

京都市

工事名 歩道整備 (その2) 工事 (洛西	11号線(新林中通))				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費								
		式	1					
現場環境改善費								
		式	1					
みやこ杣木工事看板	規格:1100×1400							
		枚	2					
共通仮設費 (率計上)								
		式	1					
純工事費								
		式	1					
現場管理費								
		式	1					
工事原価								
		式	1					
一般管理費等								
		式	1					
工事価格								
		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					
工事費計								
		式	1					

- 5 -

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 歩道整備 (その2) 工事 (洛西 11 号線 (新林中通)) 工事場所 京都市西京区大枝東新林町三丁目地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であ り、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、 その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」 に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨 を明示すること (様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg,jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第1条 (現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 当該路線は、新林小学校の通学路であるため、登下校時においては児童の安全確保を徹底する こと。また、児童に限らず、通行する歩行者や自転車等の安全を確保すること。
- 2 横断防止柵の設置間隔等について、事前に監督職員に確認すること。
- 3 当該路線は、洛西新林団地の車両出入口に面しているため、交通規制区間と交通誘導警備員の 配置計画について、事前に監督職員と協議すること。

第2条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事区間	3 名	交通誘導警備員B3名	昼 間	無

第3条(工事現場の現場環境改善等)

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議する ものとする。

みやこ杣木を使用した木製の工事標示板の設置

(項目、仕様及び設置枚数の例)

項目	仕 様	設置枚数
工事標示板	 ・みやこ杣木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」 の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは1,100×1,400mmとする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数:180字程度) 	2枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料·製品	備考
プレキャストコンクリート製品(JIS I類含む)	「品質管理基準及び規格値」
プレイヤストコングリート製品(JIS I 類音む)	(区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材(透水性舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」
ノヘノテルド百物 (処外圧舗装含む)	(区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品
防護柵工・防止柵工	 転落(横断)防止柵設置	横断防止柵(柵高:0.8m、ダークブラウン)
	松洛(傾倒) 別 北伽 故 直	基礎プロック各種

第2条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細別	確 認 時 期
舗装工-舗装打換え工	下層路盤	プルーフローリング実施時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む) (「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確 認 項 目	
舗装工-舗装打換え工	舗装版破砕	既設舗装厚	
縁石工-縁石工	地先境界プロックA型	- 埋戻し前の状況(基礎砕石厚等)	
/3/11 1 //3/11 1.	植樹桝		
縁石工-防根シート設置工	防根シート設置	埋戻し前の状況 (防根シート設置状況等)	
防護柵工-防止柵工	転落(横断)防止柵設置	型 埋戻し前の状況(基礎砕石厚、基礎プロック設置状況等)	

第4条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が 確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確 認 方 法・目 的 等	
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする。	
	(ただし、立会確認書は必要としない)。	
ダンプトラックの	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする。	
過積載状況確認	(ただし、立会確認書は必要としない)。	

第5条(品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載のとおりとする。

4 建設副産物に関する事項

第1条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 1 0 2	設計運搬距离 L = 9.1 km	
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹 1 番地	設計運搬距离 L = 9.2 km	
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市西京区樫原芋峠 6 0 – 3	設計運搬距离 L = 2.0 km	•
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松 4 5	設計運搬距离 L = 9.9 km	

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃 に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合に よる確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社	設計運搬距離
建议光生工	京都市西京区樫原芋峠60-3	$L = 2.0 \mathrm{km}$

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た 事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときのみ) と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所		考
スクラップ	方型去西方区烟 <u>区</u> 还公 2 0 妥地 1	設計運	搬距離
(ヘビーH3)	京都市西京区樫原秤谷30番地1	L=2	. 3 km

第2条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工	程	作業内容	分別解体等の方法
工	①仮設		仮設工事	□手作業
程ご			□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
と	②土工		土工事	□手作業
のル	2		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
作業内	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業	
	③		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
容及	④本体構造		本体構造の工事	□手作業
びび	4 平 件 博 担		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
解	程 ★ ⑤本体付属品		本体付属品の工事	□手作業
体方	少本件刊 禹 吅		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
法	⑥その他())	その他の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1ヶ月前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、完成検査日の2週間前までに提出すること。

第2条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第3条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

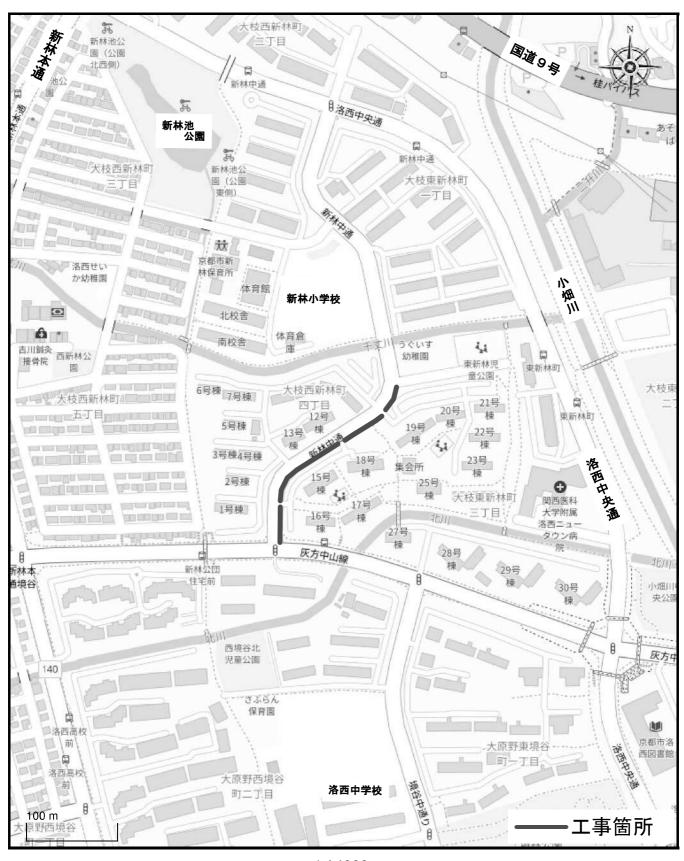
(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

位置図



1 / 4000